



令和6年度 第3回デジタル戦略推進本部会議

日時 令和6年11月15日(金)
10時00分～
会場 東館5階 特別会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 生成AIの利用促進について
- (2) 職員のデジタルリテラシー向上について
- (3) アナログ規制の見直しについて
- (4) その他

行政手続オンライン化の推進について（報告）

サイバー犯罪対策に関する情報交換会について（報告）

3 閉 会

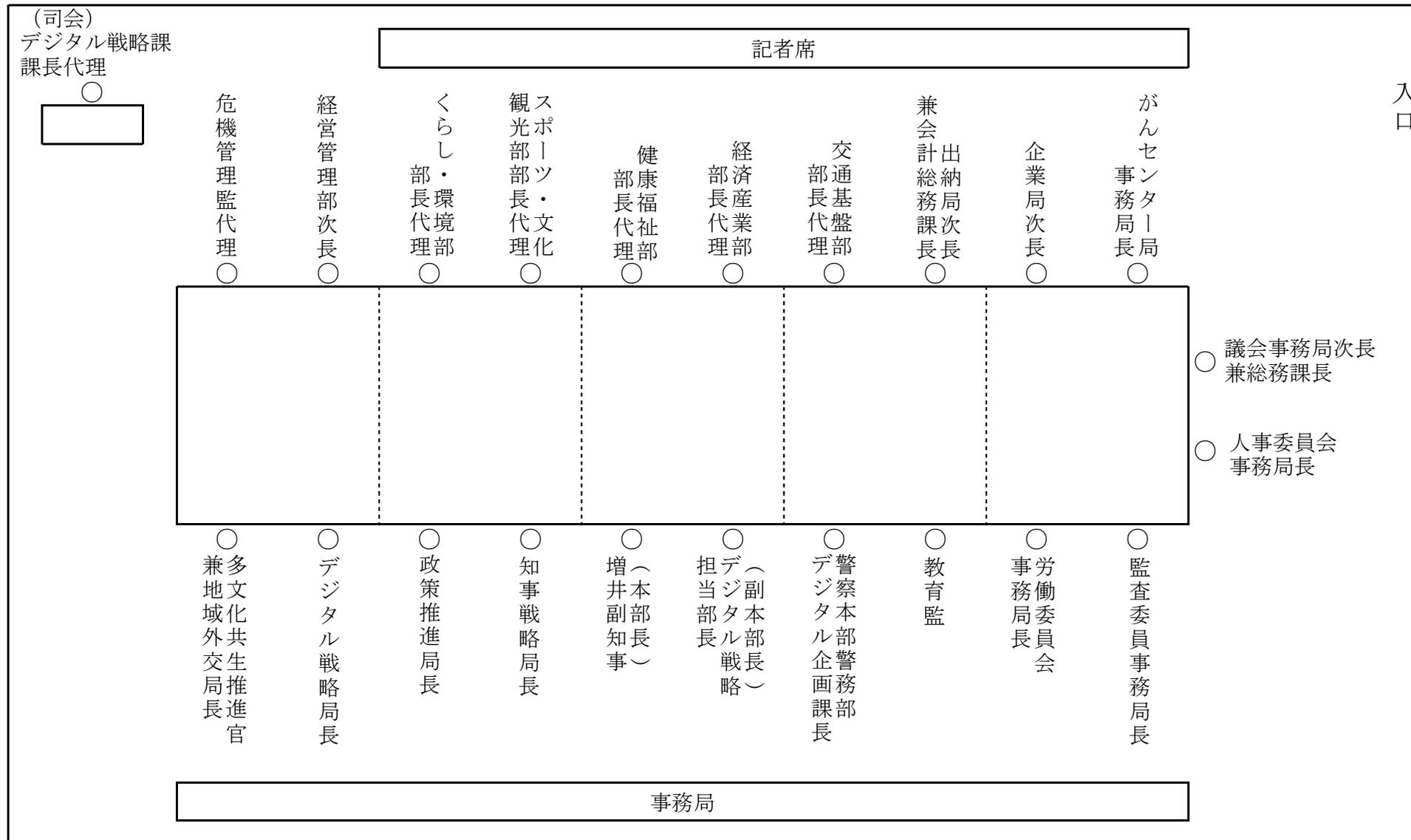


令和6年度第3回デジタル戦略推進本部会議 出席者名簿

部局名	職 名	氏 名	代理出席者
	静岡県CIO(副知事)	増井 浩二	
知 事 直 轄 組 織	デジタル戦略担当部長	山田 琢也	
	知事戦略局長	川口 茂則	
	政策推進局長	山田 純哉	知事戦略局 理事兼 総務課長 大坪 政夫
	デジタル戦略局長	杉山 和也	
	多文化共生推進官兼地域外交局長	横地 眞澄	地域外交課長 小関 克也
危 機 管 理 部	危機管理監代理	齋藤 耕司	
経 営 管 理 部	経営管理部次長	村松 正章	
く ら し ・ 環 境 部	くらし・環境部部長代理	杉本 昌一	
スポーツ・文化観光部	スポーツ・文化観光部部長代理	平塚 晴利	
健 康 福 祉 部	健康福祉部部長代理	赤堀 健之	政策管理局 局長 山下 英作
経 済 産 業 部	経済産業部部長代理	齊藤 卓己	
交 通 基 盤 部	交通基盤部部長代理	林 聖久	
出 納 局	出納局次長兼会計総務課長	内田 聡子	
企 業 局	企業局次長	川田 剛宏	
が ん セ ン タ ー 局	事務局長	堀川 俊	
議 会 事 務 局	議会事務局次長兼総務課長	佐久間 利幸	議会事務局総務課 課長補佐 神谷 大白
人事委員会事務局	人事委員会事務局長	田中 真生	
監査委員事務局	監査委員事務局長	森岡 克明	
労働委員会事務局	労働委員会事務局長	鈴木 洋子	
教 育 委 員 会	教育監	塩崎 克幸	教育DX推進課 参事 櫻井澄人
警 察 本 部	警務部デジタル企画課長	高橋 文典	デジタル企画課管理官 兼次席 市川雅人

令和6年度第3回デジタル戦略推進本部会議 座席表

日時 令和6年11月15日(金) 10時00分～
 会場 県庁東館5階特別会議室



生成AIツール「exaBase」の導入

モデル所属の募集・選定(～9月末)
→16の所属から応募があり選定

モデル所属向け説明会・操作研修(10月4日)

モデル所属における活用(10月上旬～下旬)
→23の活用事例を集約(10月24日)

(内訳) 要約 3事例

問合せ対応 10事例

資料作成 5事例

検索 1事例

文章チェック 2事例

データ分析 1事例

評価・審査 1事例

生成AIの利用促進 モデル所属での活用事例 一覧

No	ジャンル	内容	担当課
1	要約	大規模災害査定のポイント要約	農地保全課
2		100本以上の動画グループのカテゴライズ	建設政策課
3		土木工事標準積算基準書の問合せ業務や要約	技術調査課
4	問合せ対応	補助金の運用に関する問合せへの回答作成	危機政策課
5		県ホームページ作成時の不明点問合せ	行政経営課
6		指定管理者制度の問合せへの対応	行政経営課
7		委員会質問への対応	行政経営課
8		保全コールセンター業務 (事業課で執行する建築工事に係る質疑) への対応	資産経営課
9		文章事務の問合せ対応	文書課
10		公害関係法令に係る問合せ業務	生活環境課
11		農業農村整備事業に関する問合せへの対応	農地整備課
12		会計事務相談業務	会計支援課
13		労働委員会に寄せられる質問への回答	調整審査課

生成AIの利用促進 モデル所属での活用事例 一覧

No	ジャンル	内容	担当課
14	資料作成	要約スライドの作成	行政経営課
15		FAQの作成	行政経営課
16		X(旧:twitter) の投稿文の作成	スポ文 企画政策課
17		農村連携促進支援事業の推進	農地保全課
18		県議会だよりの本会議Q&A原稿作成	政策調査課
19	検索	移管対象抽出	文書課
20	文章 チェック	文章作成-「説明要旨」の誤字脱字チェック	建設政策課
21		SNSにおける各種ガイドラインへの適合性チェック	がん センター局
22	データ分析	well-being指標における”主観データ”と”客観データ”の 関係性の分析	デジタル 戦略課
23	評価・審査	提出資料の評価・審査	電子県庁課

生成AIの利用促進(農地保全課)

生成AIを利用する業務の概要

・農地・農業用施設災害復旧事業

現 状

農地・農業用施設の災害復旧事業については、通常の公共事業とは事務処理等が異なる項目もあり、初任者が担当した場合は、各種法令や要綱・要領、解説書などを確認した上で事務処理を進める必要があり、災害の規模によっては多大な労力と時間を要する場合がある。

生成AIの利用により……

- ◎農地・農業用施設の災害復旧事業の概要やポイントを初任者でも簡単に把握可能
- ◎『災害復旧事業の解説2022年版』だけでも1000ページ以上あるが、関係項目の検索や要点のとりまとめ等に要する時間を大幅に短縮可能

生成AIの利用促進(農地保全課)

【RAGに登録した資料】

『災害復旧事業の解説(2022年版)』『災害復旧事業の質疑応答集』

- ・大規模災害査定時のポイント、基本事項であり、活用可能

【プロンプト(生成AIへの質問文)】

大規模災害査定におけるポイントを簡単にまとめて

- ・通常の査定と混同
- ・大規模災害査定に特化した内容に見直す必要あり

【生成AIから得られた回答】

大規模災害査定におけるポイントは以下の通りです：

対象区域：

指定された激甚災害の被災箇所数が過去5年間の平均被災箇所数を上回る区域（都道府県）が対象。

査定方針：

大規模災害査定方針が適用される区域では、机上査定限度額が査定予定件数の約9割まで引き上げられ、図面や写真の添付が簡素化される。

査定の実施：

原則として現地調査を行い、被災事実や復旧工法の適否を判断。
工事費が安い箇所や交通の便が悪い箇所などでは便宜上机上査定を行う。
机上査定の場合、詳細な写真や被災前の状況が確認できる資料を整えることが望ましい。

災害野帳の作成：

都道府県が定める様式を活用し、市町村等の事務負担を軽減する。

関係書類の修正：

査定設計書に修正が生じた場合、修正箇所を記載し、電子媒体による修正も可能。

これらのポイントを押さえることで、災害復旧事業の査定が効率的に進められるようになります。

参考文献：【セット版】災害復旧事業の解説（2022年度版）20220804 <最終>

生成AIの利用促進(農地保全課)

【参考:個別質問①】

【RAGに登録した資料】

『災害復旧事業の解説(2022年版)』『災害復旧事業の質疑応答集』

【プロンプト(生成AIへの質問文)】

農地等の災害復旧事業における補助金事務の流れについて具体的に教えて

【生成AIから得られた回答】

農地等の災害復旧事業における補助金事務の流れは以下の通りです。

1. 災害の発生と報告

- ・ **災害発生:** 台風や豪雨などの異常な天然現象による被災。
- ・ **被害報告:** 施設の所有・管理者が市町に報告し、市町が取りまとめます。
- ・ **災害復旧事業(補助)計画概要書の提出:** 市町から県、県から農政局へ提出されます。

2. 査定と事業費の決定

- ・ **査定:** 現地調査を行い、査定官(農政局)と立会官(財務局)が査定を実施します。
- ・ **災害復旧事業費の決定:** 農林水産大臣が決定し、その結果が知事、市町長へ通知されます。

3. 補助金の交付

- ・ **予算割当通知:** 当該年度における予算割当通知を受けた都道府県は、補助金交付申請書に事業計画書、収支予算書、補助金交付規程(間接補助のみ)を添付して農林水産大臣に提出します。
- ・ **補助金額の決定:** 農林水産大臣が審査のうえ補助金の額を決定し、その結果を都道府県に通知します。

4. 事業の実施

- ・ **事業実施:** 各事業主体によって実施され、都道府県が監督します。所定の帳簿等を整え、設計書、図面、仕様書に基づき正確に実施することが求められます。
- ・ **進捗報告:** 補助金を交付された箇所について、その年の12月31日現在の実施状況を翌年1月31日までに農林水産大臣に提出します。

5. 事業完了と成績書の提出

- ・ **事業成績書の提出:** 補助金の交付を受けた事業が完了した場合は、事業成績書及び収支精算書を提出します。提出期間は事業完了の日から1箇月以内または翌年度の4月10日までです。

このように、災害発生から補助金の交付、事業の実施、そして完了までの一連の流れが具体的に定められています。

参照:【セット版】災害復旧事業の解説(2022年度版) 20220804<最終>(2022年10月10日発行)

生成AIの利用促進(農地保全課)

【参考:個別質問②】

【RAGに登録した資料】

『災害復旧事業の解説(2022年版)』『災害復旧事業の質疑応答集』

【プロンプト(生成AIへの質問文)】

農地の災害復旧の復旧限度額について教えて。また、参考となる資料、該当頁も教えて。

【生成AIから得られた回答】

農地の災害復旧における復旧限度額について、以下の情報が確認できます。

1.復旧限度額の算定方法

1. 復旧限度額は、了解事項第1-5-(1)に基づいて算定した面積によって計算されます(質疑応答1-27)。
2. 復旧工事費が農地の復旧限度額を超える場合、申請額は全体の復旧工事費となりますが、国庫補助対象は復旧限度額までです(質疑応答1-28)。

2.復旧限度額を超える部分

1. 農地の復旧限度額を超える分は補助対象外となり、自己負担が求められます(質疑応答1-34)。
2. 復旧限度額を超えた場合、超過部分の金額は自己負担です(質疑応答6-6)。

3.復旧限度額の適用範囲

1. 復旧限度額の算定に使用する農地面積は被災前の面積を基にします(質疑応答1-24)。

参考資料と該当ページ

・質疑応答集のページ番号は以下の通りです：

- ・ 質疑応答1-27: ページ125
- ・ 質疑応答1-28: ページ125
- ・ 質疑応答1-34: ページ128
- ・ 質疑応答6-6: ページ76
- ・ 質疑応答1-24: ページ121

これらの情報は以下の資料から引用しています：

- ・【セット版】災害復旧事業の質疑応答集 20220905 (2022年9月8日発行)

生成AIの利用促進(農地保全課)

《所感》

【大規模災害査定における質問】

- ポイント・基本事項はとりまとめられており、一部抜粋で資料として活用可能
- 通常の査定(一般事項)と混同した記載あり
 - ⇒資料としての活用には確認・再構成の必要あり

【参考:個別質問①、②】

- RAGに登録した資料を基にポイントがまとめられており活用可能
- 個別・具体的な質問を行うことで、正確で精度の高い回答を得ることが可能
- 関係者への説明資料として活用する場合は、記載内容の再確認が必須
- 赤本の持参不要及び確認時間短縮により、現場作業の効率性UPが期待できる
 - ※赤本:災害復旧事業の解説(2022年版)・・・1000ページ超

生成AIの利用促進(がんセンター局)

生成AIを利用する業務の概要

SNSにおける各種ガイドラインへの適合性チェック

現 状

SNS(インスタグラム)の運用を開始したが、当院ソーシャルメディア運用ガイドライン等のルールや、医療広告ガイドライン等の医療広告に関する規制は特に膨大であり、規制に対し、チェックに労力がかかっている
【具体的なガイドライン等の文字数】

- ・当院ソーシャルメディア運用ガイドライン(約2千文字)
- ・医療広告ガイドライン(約5万5千文字)
- ・医療広告規制におけるウェブサイト等の事例解説書(約5万文字) 他

生成AIの利用により……

- ◎様々な規制に抵触しないか、ガイドライン等を読み解いたりすることなく、生成AIから回答を得られ、投稿をチェックできる。
- ◎医療広告ガイドライン等を読み解く時間を削減。

生成AIの利用促進(がんセンター局)

【RAGに登録した資料】

・SCCソーシャルメディア運用ガイドライン・医療広告ガイドライン・静岡県生成AI利用ガイドライン 他

【プロンプト(生成AIへの質問文)】

あなたはSNS運用のプロです。

以下は静岡がんセンターが県民に対して公式SNS(Instagram)で小児科座談会と称したイベント参加者を募集するための文案です。

SNSでデータ連携をしたガイドラインなどに反する可能性があるポイントについて、文書チェックをお願いします。

#文案

静岡がんセンターでは、2018年から治療中の子育て世代の患者さんとそのご家族に向けて、ご自身の思いや気持ちを共有する場として“座談会”を開催しています。

日頃なかなか周囲に話せないことなどを気兼ねなくお話してみませんか。

開催日程と申し込み方法はチラシと当院ホームページをご参照ください。

URL https://www.scchr.jp/seminar/symposium-pf_20241109.html

※募集対象:当院で治療中の未成年のこどもをもつがん患者さんとそのお子さん

当院では、多職種で構成された「AYA・こどもサポートチーム」が活動しています。

いつでもご相談ください。

#AYA世代のがん患者 #子育て世代のがん患者 #がんピアサポート #がんの親をもつこども

#こどもをもつがん患者 #がん治療と子育て

生成AIの利用促進(がんセンター局)

【生成AIから得られた回答】

1 個人情報・プライバシーの保護

対象者の特定:「治療中の未成年のこどもをもつがん患者さんとそのお子さん」という表現により、特定の個人が識別される恐れがある。

ガイドライン第6条第6項に記載されているように、「個人が特定できる情報の投稿は事前に本人の了承を得る」との要件に注意が必要。

2 情報の正確性・誤解を招かない表現

「気兼ねなくお話してみませんか」という表現が、あまりに気軽な印象を与え、真剣な相談の場であることを誤解させる可能性がある。

ガイドライン第6条第5項にあるように、「利用者の誤解を招かない表現」に配慮する必要がある。

3 第三者の権利を侵害しない内容

座談会の内容や事例紹介などで、他者の体験や意見を取り上げる場合は、肖像権やプライバシー権に十分注意すること。

ガイドライン第6条第12項に違反しないように、特定の個人や団体を誹謗中傷したり、権利を侵害する内容を含まないようにする。

参考文献: SCCソーシャルメディア運用ガイドライン

生成AIの利用促進(がんセンター局)

【生成AIの回答に対する評価】

1 良かった点

- 一般的には気づきにくい視点から、規制に抵触する可能性の指摘があったため、**投稿文を精査できる機会**になった。
- 引用元は適切であり、膨大な量のガイドライン等を1から確認するのではなく、回答にあったポイントから確認することで、**職員の負担軽減**につながった。

2 改善の必要がある点・生成AIの利用にあたり注意する点

- 今回登録しているガイドライン等の資料すべてから回答をしているのか、把握しきれず、使用者の**適切なプロンプト等の理解が不可欠**である。
- 回答の適正さについて、生成AIの回答を妄信するのではなく、**最終的には人が確認する必要**があるため、当該使用方法はあくまで第1次的な確認としての認識をする必要がある。

【今後の方針】

- 今後は当該取組だけでなく、**投稿文の炎上リスクチェックや患者等への配布物・掲示物の文書作成等**についても、生成AIを活用していく予定

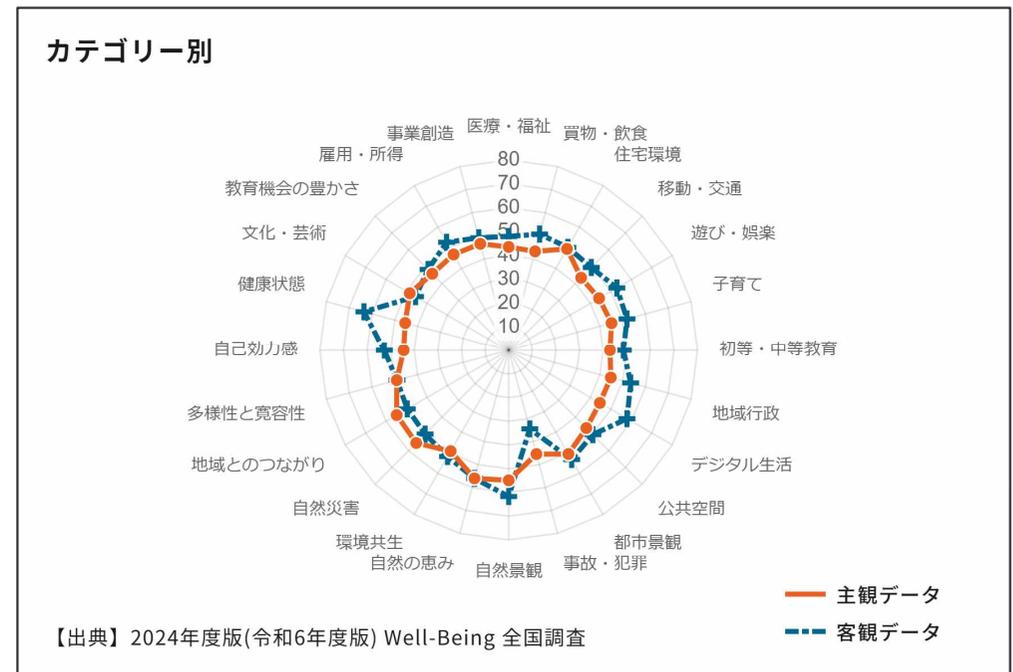
生成AIの利用促進(デジタル戦略課)

- 地域幸福度(Well-Being)指標とは、
主観指標と客観指標のデータ（以下主観データ・客観データ）を活用し、市民の「暮らしやすさ」と「幸福度（Well-Being）」を指標で**数値化・可視化**したものである。

区分	内容
主観データ	全国民を対象に行なったアンケート結果
客観データ	全自治体の保有する様々なデータ（オープンデータ）

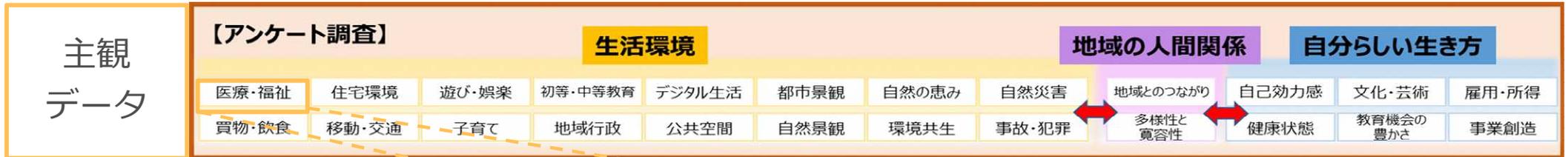
主観指標（県民幸福度）向上には**関係性の高い客観データ**の数値向上が必要である。これら指標に乖離がある項目は注力していかなければならないことが見てわかる。

因子	主観	客観
医療・福祉	43.6	48.0
買物・飲食	43.2	50.7
住宅環境	49.4	50.1
移動・交通	43.4	49.5
遊び・娯楽	44.2	52.9
子育て	45.1	51.9
初等・中等教育	42.9	48.6
地域行政	44.8	53.5
デジタル生活	44.6	57.9



生成AIの利用促進(デジタル戦略課)

- 主観データと客観データの関係性が**不明瞭**である。どの客観データに注力することで主観指標の向上に繋がるかは各自治体が分析しなければならない。



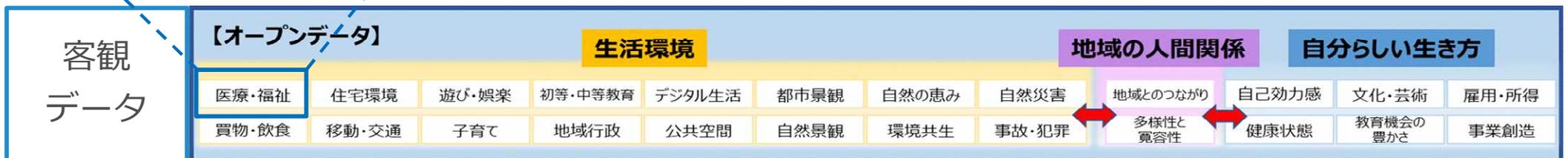
客観データの構成：医療福祉
(一部)

- ・ 特定健康診断受診率
- ・ スポーツ行動者率
- ・ 喫煙率
- ・ 人口あたり生活習慣病受領者数
- ・ . . . etc

どの**客観データ**に注力することで、**主観指標 (主観データ)**が向上するか不明

主観データの構成：医療福祉

- ・ 医療機関が充実している
- ・ 介護、福祉施設のサービスが受けやすい



生成AIの利用促進(デジタル戦略課)

生成AIを利用する業務の概要

well-being指標における”主観データ”と”客観データ”の関係性の分析

現 状

- デジタル庁から、well-being指標のダッシュボードが公開されている。
国民のアンケート結果(主観データ)から構成される主観指標と
都道府県の各データ(客観データ)から構成される客観指標から構成されており、可視化することで乖離などを確認可能である。
しかしこれら指標を構成する主観データと客観データの相関性については不明瞭となっている。

生成AIの利用により……

- ・ 分析結果から、こういった政策を行なうことで県民の幸福度へ繋がるか政策立案のサポートが行える。
- ・ 生成AIの提案内容によっては、新たな視点の気づきとなりうる。

生成AIの利用促進(デジタル戦略課)

【RAGに登録した資料】

・静岡県_主観データ_医療福祉、静岡県_客観データ_医療福祉

【プロンプト(生成AIへの質問文)】

あなたは優秀なデータアナリストです。

#データについて

静岡県主観データは県民からの回答をもとに算出されており

静岡県客観データは静岡県が持つ行政データから算出されています。

#お願い

今後、医療福祉分野における政策を考えるにあたって

客観データのどこに注力することで主観データの数値が上がるか分析してください。

また出力形式に沿って出力してください。

#出力形式

最も関係の高いデータを3種類選んでください。

選んだ理由も必ず記載してください。

生成AIの利用促進(デジタル戦略課)

【生成AIから得られた回答】

分析結果

最も関係の高いデータ1: 特定健診実施率

- **理由**: 特定健診実施率は県民の健康意識と直結しています。高い実施率は、予防医療の促進と関連するため、健康意識が高まることで主観データにおける医療機関の充実度や介護福祉サービスの評価も向上する可能性があります。

最も関係の高いデータ2: 人口あたり生活習慣病受療者数

- **理由**: 生活習慣病の管理は、医療機関の質とアクセスの良さを示す重要な指標です。この数値が高いほど、医療機関が適切に機能していることが示され、県民の満足度や信頼感が向上し、主観データの評価にも良い影響を与えられます。

最も関係の高いデータ3: 可住地面積あたり医療施設数

- **理由**: 可住地面積あたりの医療施設数が多いと、県民にとって医療サービスへのアクセスが容易になります。これは主観データにおける医療機関の充実度の評価を高める要因となり、政策の重点項目として注目する価値があります。

これらのデータに注目することで、静岡県の医療福祉分野の主観データ数値を向上させる政策立案に役立つと考えられます。

生成AIの利用促進(電子県庁課)

生成AIを利用する業務の詳細

- 予算要求に先立ち、情報システム開発の必要性、妥当性を確認している。
- ・ 各所属から提出された資料に、評価に必要な情報が記載されているか確認
- ・ 評価項目(小項目35項目)を評価
- ・ 評価できない点について各所属にヒアリング
- ・ ヒアリング結果を踏まえて最終的な評価を決定

各所属から多種多様な大量の資料が提出

35項目を確認し総合評価を決定

人事給与・給与計算システム定年延長対応改修
(デジタル戦略局電子県庁課)

1 主旨
地方公務員の施行及びびこに1度、1歳齢(後定年度改正が発生する)。施行は5年度中に改

2 制度改正
定年の段階的引上げ
役員定年制
定年前再任用短時間勤務
給与の7割引上げの調整追加
退職手当
ピーク時特別

3 システム改修
定年年齢のパラメータ化
任用コード追加
検索修正
定年前再任用短時間勤務
給与の7割引上げの調整追加
退職手当
ピーク時特別

4 費用
60,474千円(業者見積による)
人事給与システム 給与計算システム 計
35,305,800円 25,168,000円 60,473,800円

定年の段階的引上げについて

○ 国家公務員のスケジュールと同様、以下の通り段階的に定年を引き上げる条例改正が必要。

人事給与システム 定年延長対応 整理表(人事系)

年層	大分類	中分類	明細	整理
定年	人事記録	職員情報管理 退職者管理 給与管理 退職金管理 各種業務出力		
59歳年度			59歳年度	60歳年度
60歳年度			60歳年度	65歳に到達する年度の末日まで
65歳年度			65歳年度	移行先

①60歳以降常勤職員
②定年前再任用
③60歳達する日以降

○定年延長人事給与システム改修機能一覧
改修要件は以下のとおり
①人事記録連携帳票の追加、修正
②退職業務(退職および退職検補者)の定年年齢パラメータ化対応
③勤務意向および再任用業務の定年年齢パラメータ化および引き上げ後の正規職員との差別化
④人事異動機能の後区分追加対応
⑤定年延長者の判別、降格者の保障計算のための項目追加に伴う改修
⑥退職手当計算変更に伴う改修
⑦降格者の保障計算追加に伴う改修
⑧手当「管理監督職務上限年齢調整額」新設に伴う改修

システム改修に必要な
①情報提供
②意向確認
③定職定年(降任)者
④定職定年(勤務延長)
⑤定職定年(異動可能)
⑥定年前再任用短時間
⑦暫定再任用(フル)

No.	APID	名称	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1	AIJP1211003	人事記録表								
2	AIEJ8112100	人事統計資料								
3	AIEJ8112160.xls	年齢別・職別現員(内訳表)								
4	AIEJ8112180.xls	勤続年数別・職別現員								
5	AIEJ8112111.xls	年齢・職種別採用退職者数								
6	AIEJ241A010.xls	DBO年齢データ抽出								
7		新規 共通部品								
8	AIJ02311001	退職申出者入力(退職者一括更新)								
9	AIEJ2311003	退職申出者報告書(速報・確認)								
10	AIEJ2311003.xls	退職申出者報告書								
11	AIEJ2311012.xls	退職者叙勲候補者一覧								
12	勤務意向調査(知事).xls	勤務意向調査(行政職員用)								

職員が資料を読み込み、ヒアリングを行う

(様式第1号) システム個別評価票

システム名	開発区分	適用機種	評価% 提出%
		SDO ネットワーク	
開発経費	全体年度	7年度	
調整額	全体年度	7年度	
評価基準	○: 適格、×: 不適格、△: 条件付き適格 ー: 評価対象外		
(1) 調査目的	1	調査(開発、改修)が必要な案件か、 ※後述欄に必要性を記載する。	
	2	既存システム等による代替手段はないか。	
	3	調査の実施時期は最速か。	
	4	調査を先送りすることの可否を含め、十分な検討をした 上で調査時期を決定しているか。	
	5	(目的の改修を実施する場合)他の改修と一括で実施する 等の合理性はあるか。	
	6	(リース等の場合)適切な期間が定められているか。	
	7	一般競争入札や総合評価一般入札、プロポーザル等、透明 性が高く競争が働く調達としているか。 ※項目8が「○」の場合は「ー」	
	8	(システム開発業者による単独随意契約の場合)システム を熟知している必要性、システムの安定した運用等、真に やむを得ない事情があるか。	
	9	業務フローの標準化を考慮しているか。	
	10	他団体との共同調達、運用の検討をしているか。	
(10) 業務改善	33	行政事務の高度化や効率化に繋がるものか。 ※該当しない場合は「ー」ではなく「○」	
	34	運用保守作業の効率化はされているか。 ※該当しない場合は「ー」ではなく「○」	
	35	データ等の一元管理は行われているか。	
総合評価		評価結果 その他特記 事項	

※【総合評価】
○: 必要な結果であり内容も妥当
×: 必須性や交付計画の再考を要する
△: 条件がクリアできれば調査を認める

生成AIの利用促進(電子県庁課)

生成AIを利用する業務の概要

- ・予算要求に先立ち、情報システム開発の必要性、妥当性を確認している。
- ・各所属が提出した資料をもとに、職員が審査等を行い35項目の評価をしている。

現 状

- 資料が多く、評価に必要な内容が記載されているかのチェック、各資料に記載されたポイントの整理などに時間を要している。
- 資料の出来により評価が主観的になることがある。

生成AIの利用により……

- ◎評価に必要な内容が記載されているか一定の確認できる。
- ◎評価項目ごとに評価・コメントを生成することができる

注意が必要な点……

- ◎プロンプト(命令文)によっては十分か回答が得られない→プロンプトの工夫が必要
(要点の記載がない短文や回答すべき点が不明確な長文 等)
- ◎資料に記載のない一般的な事項も回答することがある。→人の目による確認が必要

生成AIの利用促進(電子県庁課)

【RAGに登録した資料】

・技術標準(システム企画の手順書)、評価項目、所属から提供された各種資料

【プロンプト(生成AIへの質問文)】

評価項目に基づき、検討が不十分な点を挙げろ

【生成AIから得られた回答】

以下に、XX課「XXシステム開発計画概要」および関連資料に基づき、システム個別評価項目に従って検討が不足している箇所を洗い出します。

1. 調達目的

代替手段の検討不足: 既存のXX機能の問題点は説明されていますが、他の代替手段の検討結果が不足しています。

2. 調達時期

先送りの可否の検討不足: 調達時期の適切性は触れられていますが、調達を先送りすることの可否についての検討が不足しています。……

適切でない回答もあるが、回答を参考にすることで、資料を読み込むポイントを絞り込める。

【プロンプト(生成AIへの質問文)】

各種資料をもとに評価項目を基準に評価しろ

【生成AIから得られた回答】

評価項目に基づく評価

(1) 調達目的

システムの改修は、XX省の次期XXシステムとの連携を目的としており、既存システムの機能を強化するために必要です。現在対応できない新機能を導入するため、改修の必要性は高い。

【評価】改修の必要性が高く、既存システムでの代替は難しいと判断されます。

(2) 調達時期

改修は令和X年度に行う計画で、次期XXシステムとの連携を考慮すると適切な時期といえます。

【評価】調達時期は適切であり、……

期待した回答でない場合、適切でない回答もある。分割して質問すると精度が上がったものがある。

県職員のデジタルリテラシーの向上

L G Xの実現には、デジタル人材の育成確保が不可欠であり、職員全体のデジタルリテラシーの向上が急務

○令和6年度の取組

目的等 職員のレベルに応じたきめ細やかな研修体制を構築し、職員全体のデジタルリテラシーを向上することにより、組織全体の変革への受容性を高めDXを加速

アセスメントと研修（eラーニング）の実施

DX推進のために必要となるマインド・スタンスや知識・スキルを身につけた人材を育成するため、DXリテラシーに準拠したアセスメントと研修（eラーニング）を実施

**概要
進め方**

アセスメント
(現状把握)



研修
(eラーニング)



アセスメント
(効果確認)



全体評価

※アセスメントは必要なデジタルスキルのうち、学習の足りない領域を把握するもの

対象者 幹部職員（局長級以上 約200人）
⇒ 幹部職員が有益な技術・考え方を知ること、県政における更なるDXの推進を図る

※令和7年度以降、全職員への展開を計画

日程

令和7年1月上旬：アセスメント（1回目）

令和7年1～2月：研修（eラーニング）

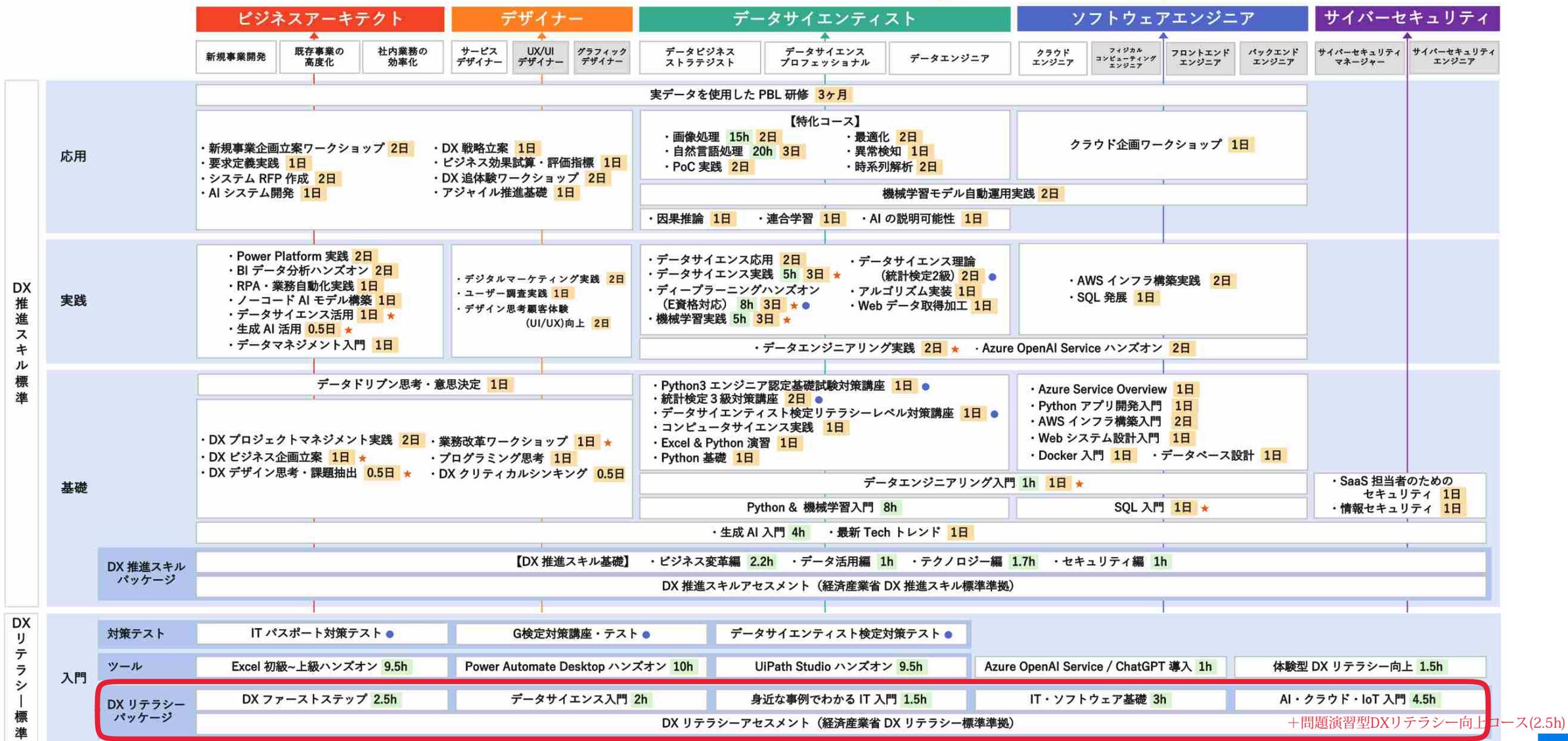
令和7年2月下旬：アセスメント（2回目）

留意事項

- デジタル戦略局は業務の遂行上知り得た情報について、この業務以外の目的で使用しない。
- 個人のアセスメントの結果は本人のみが参照・利用。

人材育成ロードマップ：デジタルスキル標準対応

：オンライン/オフライン研修 ：eラーニング ★：オープンコース ●：資格系



アセスメント



- ✓ DXリテラシー標準に準拠し、DXの背景・デジタル技術とデータ活用の知識の可視化や分析をする

繰り返す

eラーニング



- ✓ DXリテラシー標準に準拠し、DXの背景・デジタル技術とデータ活用の全体像を理解する

No	サービス名	時間	概要
1	DXリテラシーアセスメント	-	経済産業省・IPAによるDXリテラシー標準へ準拠 知識力・思考力・マインドセットを定量評価
2	問題演習型DXリテラシー向上コース	2.5時間	問題演習を通じて、DXリテラシー標準に関する知識の定着を図る
3	DX ファーストステップコース	2.5時間	業界の事例を通じて DX の全体像を掴む
4	データサイエンス入門コース	2.0時間	データ活用の基礎を体系的に学ぶ
5	AI/クラウド/IoT入門コース	4.5時間	先端 IT 技術に関する基礎知識と全体像を掴む
6	IT・ソフトウェア基礎コース	3.0時間	IT・ソフトウェアに関する基礎知識を習得
7	身近な事例でわかる IT 入門コース	1.5時間	日常の具体的なシーンや事例をもとに、なぜ IT 知識が重要を学ぶ
	合計	16.0時間	

コース新設！

アナログ規制の点検・見直し

全庁洗い出し調査結果報告及び 全庁的な見直し方針について

令和6年11月15日 行政経営課、デジタル戦略課



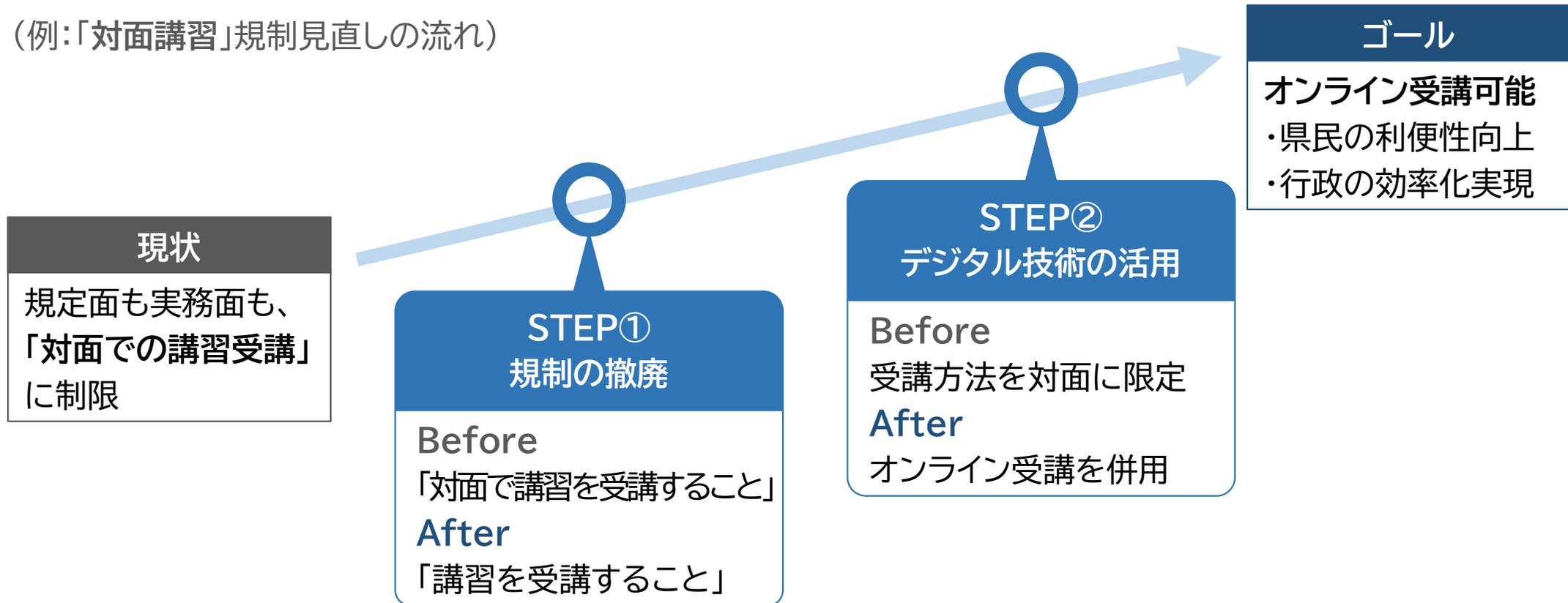
目次

contents

1. 取組の方向性等の確認(第一回本部会議)
2. 全庁洗い出し調査の結果
3. 全庁的な見直し方針
4. 今後の対応

アナログ規制の点検・見直しとしては、一義的には「規制の撤廃」が達成されればOKではあるが、本県では一步踏み込み、「デジタル技術の活用」まで見据えた取組を進めたい。

(例:「対面講習」規制見直しの流れ)

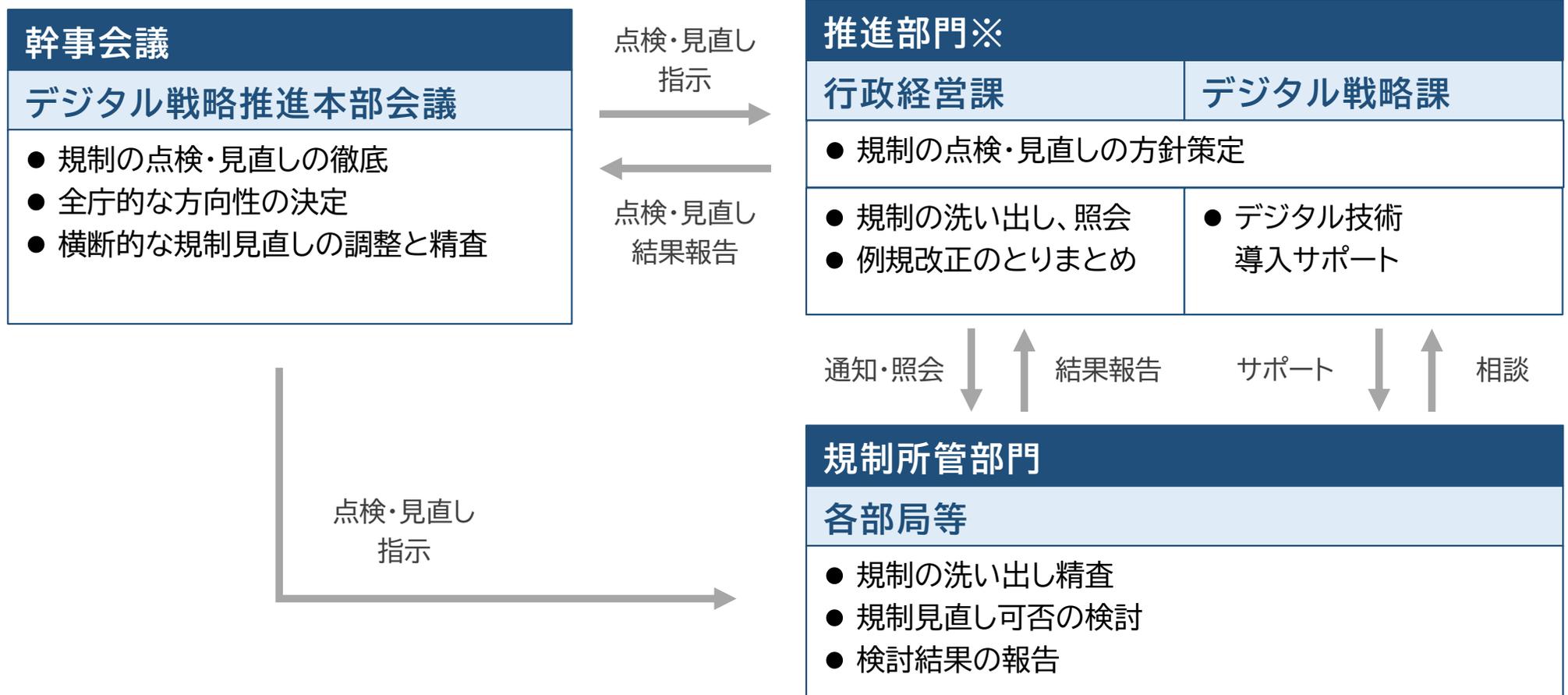




規制項目	アナログ規制の内容（規制で求めていること）
 目視	<p>人が現地に赴き、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設や設備、状況等が一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検） ● 実態・動向等を目視によって明確化すること（調査） ● 人・機関の行為が違反していないかどうか等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）
 実地監査	<p>人が現場に赴き、施設や設備、状況等が、法令等で求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定すること</p>
 定期検査・点検	<p>施設や設備、状況等が、法令等で求める一定の基準に適合しているかどうかを、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査） ● 実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）
 常駐・専任	<ul style="list-style-type: none"> ● （物理的に）常に事業所や現場に留まる（＝特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けている。）こと ● 職務の従事や事業所への所属等を、兼任せず、専らその任に当たること（1人1現場の紐付け等）
 対面講習	<p>国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うこと</p>
 書面掲示	<p>国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示すること</p>
 往訪閲覧・縦覧	<p>申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させる際に、公的機関等に訪問すること</p>
 記録媒体	<p>申請・交付方法や作成・保存方法として、フロッピーディスク等の特定の記録媒体を指定すること</p>



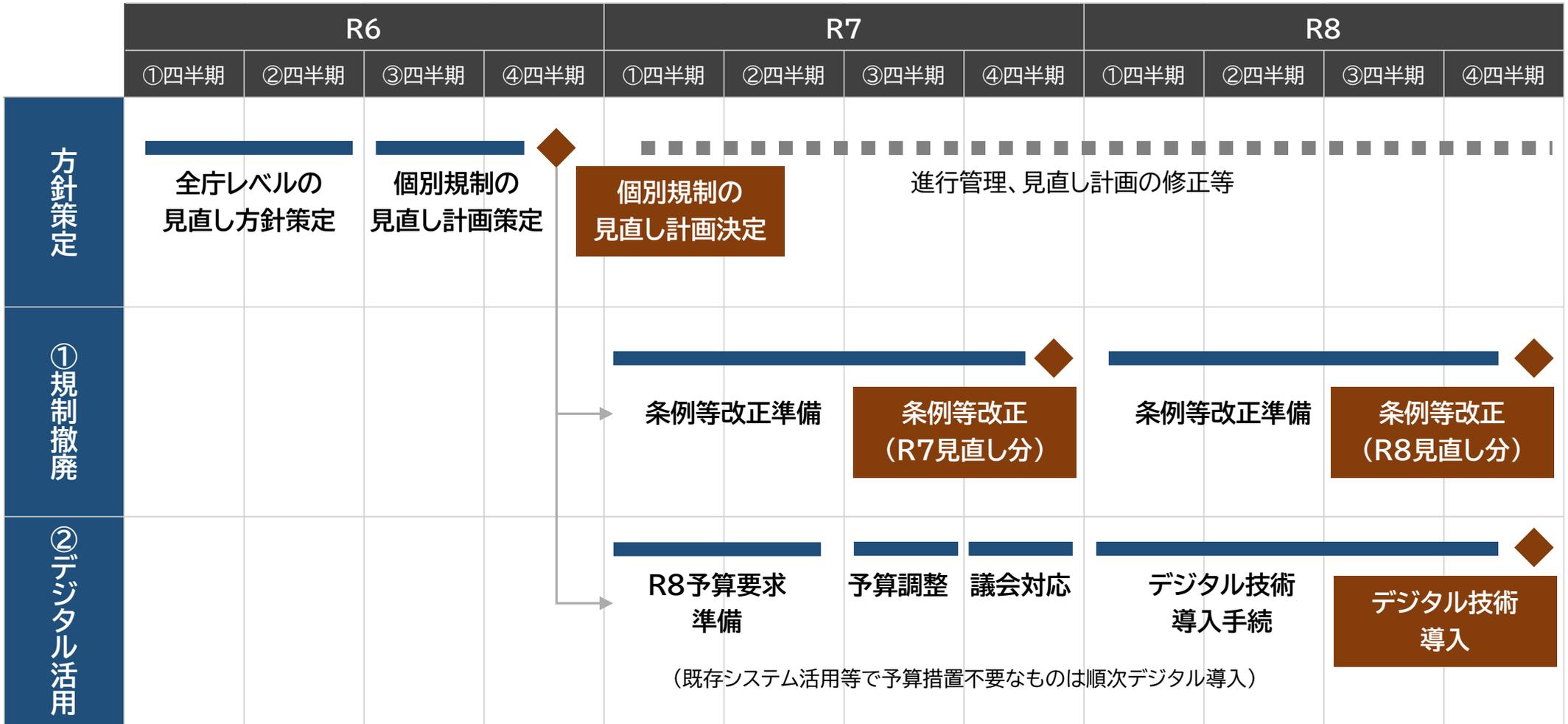
本部会議を幹事会議とし、各部署等が規制の洗い出し・見直しを進め、推進部門が全庁の取りまとめを行う。



※必要に応じ、電子県庁課、データ活用推進課、法務課等と協力し進める

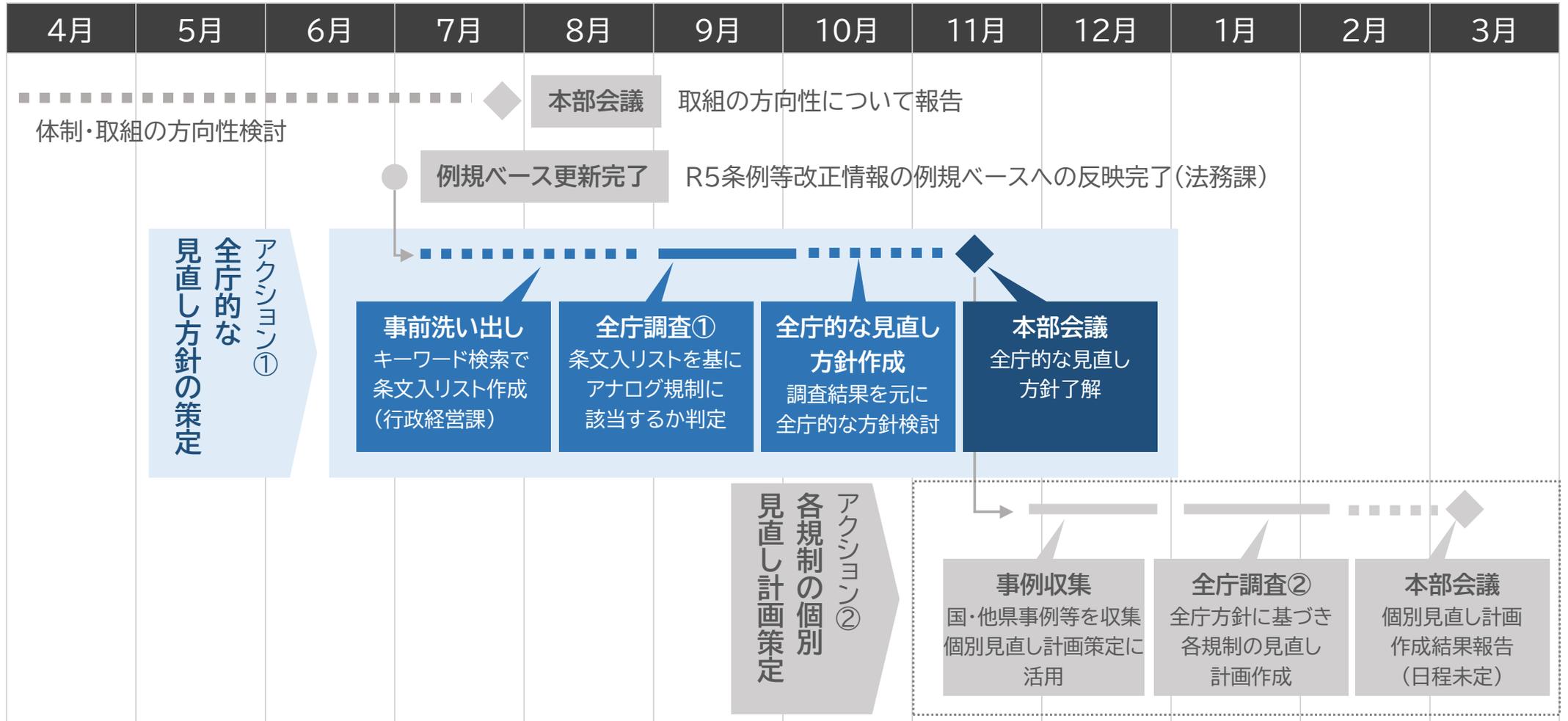


まずはR6～R8の3年間、集中的に見直しに取り組む。





本年度の取組の内、アクション①「全庁的な見直し方針の策定」に係る取組について報告





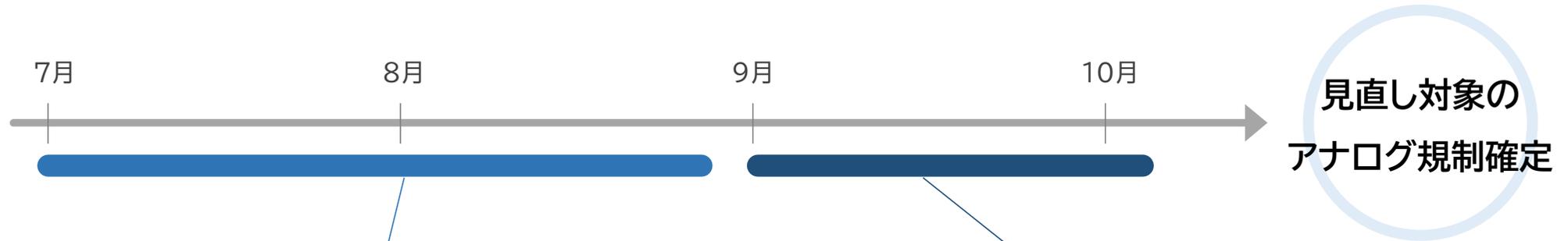
目次

contents

1. 取組の方向性等の確認(第一回本部会議)
2. 全庁洗い出し調査の結果
3. 全庁的な見直し方針
4. 今後の対応



事前洗い出しを踏まえ、全庁調査を行い、見直しの対象となるアナログ規制を洗い出した。



事前洗い出し(行政経営課)

以下の手順でアナログ規制の可能性のある条項を抽出

- ① 例規ベースでのキーワード検索 (1,696条項がヒット)
- ② 対象外(知事権限外)条項の除外
- ③ アナログ規制の可能性のない条項の除外
- ④ 条例・規則それぞれで規制しているものの整理

⇒ アナログ規制の可能性のある**487**条項を抽出

全庁調査(60所属が対象)

アナログ規制の可能性のある487条項を対象に調査

主な調査内容:

- ① 規制根拠の分類(国権限or県権限)
- ② アナログ規制に該当するか否か
- ③ 規制の種類・フェーズ確認

⇒ 今回調査結果を報告(後述)



県の権限で見直し可能な規制は**291**条項。これらについて、「規制の撤廃」と「デジタル技術の活用」を進めていく。

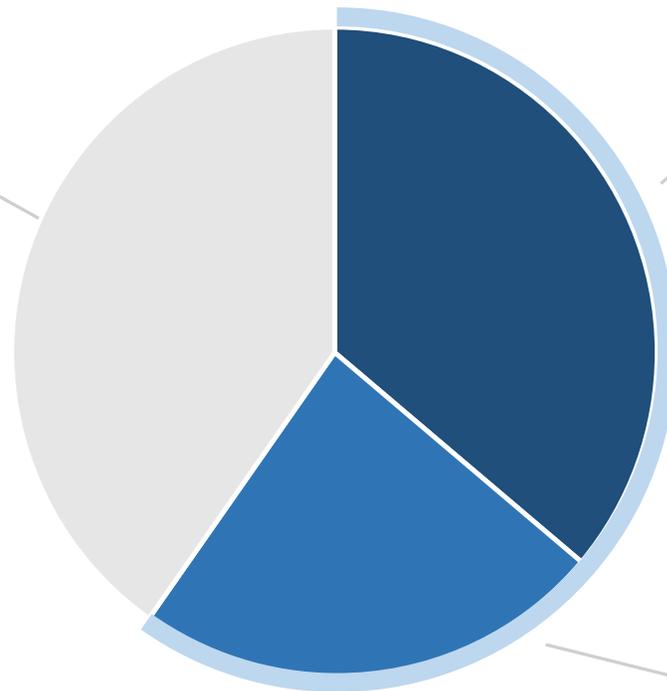
調査結果 (n=487条項)

県の権限で見直し可能 **291**条項(60%)

国の法令等に基づくもの

196条項(40%)

見直しには法令等の改正が必要
⇒ 国の動向を注視し適時に対応



県の条例等に基づくもので、例規上、アナログな運用を定めているもの

176条項(36%)

「規制の撤廃」と「デジタル技術の活用」を両輪で進める

県の条例等に基づくもので、例規上、既にデジタル技術の活用が可能なもの

115条項(24%)

「デジタル技術の活用」を進めていく



規制区分別の集計

単位:条項数

規制区分	事前 洗い出し	規制の根拠	
		国法令等	県条例等
目視	54	3	51
実地監査	3	2	1
定期検査・点検	30	-	30
常駐・専任	107	93	14
対面講習	160	68	92
書面掲示	52	13	39
往訪閲覧・縦覧	69	16	53
記録媒体	12	1	11
計	487	196	291

アナログな運用を定めているか	
定めている	定めていない
46	5
1	-
23	7
13	1
4	88
37	2
42	11
10	1
176	115

規制撤廃+デジタル活用

デジタル活用



目次

contents

1. 取組の方向性等の確認(第一回本部会議)
2. 全庁洗い出し調査の結果
- 3. 全庁的な見直し方針**
4. 今後の対応

STEP1 規制の撤廃

原則

令和8年度末までに例規が現状及び将来のデジタル技術活用を妨げない状態にする。

(条例・規則改正、要領改正、通知文の発出、運用ルールの変更等)

例外

県民の安心安全のためにアナログな対応が必要な場合、現在の規制を維持する。

(今後のデジタル技術の進展を注視)

STEP2 デジタル技術の活用

新たな技術の導入が必要

新たなデジタル技術の導入を検討し、導入可能なものは令和8年度末までの導入を目指す。

(AI、ドローン、高精度監視カメラ、本人認証システム等)

導入済技術で対応可能

令和8年度末までにアナログ対応からデジタル対応に移行する。

(オンライン会議システム、電子申請システム等)

▶ この基本的な考え方にに基づき、規制区分ごとに見直し方針を設定

「目視規制」「実地監査規制」の見直し方針

デジタル対応状況

現時点で、デジタル技術を用いた情報収集の遠隔化に加え、AI等によるリスク評価等が可能なもの
国事例：
● 道路橋、道路トンネル、河川、ダム等の巡視・点検
● 水道施設の巡視・点検

現時点で、デジタル技術を用いた情報収集の遠隔化が可能なもの
国事例：
● 産廃排出事業者の処理状況の確認(オンライン会議システム等による遠隔化)

現時点では、デジタル技術を用いた情報収集の遠隔化が不可能なもの
想定される事例：
● 詳細な状況把握が必要で現時点ではデジタル技術での遠隔対応が困難

現時点では、県民の安心安全を守るため、アナログな対応が必要なもの
想定される事例：
● デジタル技術による代替も不可能ではないが、人が直接対応することで安心安全を確保

規制撤廃

令和8年度末までに例規が現状及び将来のデジタル技術活用を妨げない状態にする
(条例・規則改正、要領改正、通知文の発出、運用ルールの変更等)

現在の規制を維持

デジタル技術活用

新たな技術の導入が必要

新技術導入を検討し、導入可能なものは令和8年度末までの導入を目指す。
(AI、ドローン等想定)

導入済技術で対応可能

令和8年度末までにアナログ対応からデジタル対応に移行する。
(オンライン会議システム等活用)

検討継続

今後のデジタル技術の進展を注視し、情報収集の遠隔化等が可能となった場合は、積極的に活用を検討する。

アナログ対応を継続

今後のデジタル技術の進展を注視し、デジタル技術の活用が県民の安心安全に貢献する場合は、積極的に活用を検討する。



「定期検査・点検規制」の見直し方針

デジタル対応状況

現時点で、
一定の基準を満たせば
定期検査等の撤廃や
検査等周期の延長が可能なもの

国事例:

- 高圧ガス保安法等におけるスーパー認定事業者制度
- 遠隔監視技術の活用による大型浄化槽の点検周期の延長

現時点で、
リスクベースによる見直しに
一定の期間を要するもの

検査内容が極めて専門的なもの、デジタル技術を活用できる検査項目が限定的なもの等

国事例:

- 水質検査頻度の一部緩和(技術的に妥当と判断された検査項目の検査頻度緩和)

現時点では、
県民の安心安全を守るため、
アナログな対応が必要なもの

規制撤廃

令和8年度末までに例規が現状及び将来の
デジタル技術活用を妨げない状態にする

(条例・規則改正、要領改正、通知文の発出、運用ルールの変更等)

検討継続

当該規制について、
定期検査等の撤廃や検査等周期の
延長を目指す取組を進める。

現在の規制を維持

デジタル技術活用

新たな技術の導入が必要

新技術導入を検討し、
導入可能なものは令和8年
度末までの導入を目指す。
(AI、ドローン等想定)

導入済技術で対応可能

令和8年度末までに
アナログ対応からデジタル
対応に移行する。
(オンライン会議システム等活用)

アナログ対応を継続

今後のデジタル技術の進展を注
視し、デジタル技術の活用が県民
の安心安全に貢献する場合は、
積極的に活用を検討する。



「常駐・専任規制」の見直し方針

デジタル対応状況

現時点で、
デジタル技術等で規制目的の
完全な代替が可能なもの

国事例：

- 産廃処理施設における技術管理者等の常駐(情報通信機器を用いた遠隔実施)
- 介護サービス事業所等における管理者等の常駐(管理上支障のない範囲でテレワーク可能)

現時点で、
デジタル技術等で規制目的の
一部代替が可能なもの

国事例：

- 産業医の常駐(情報通信機器を用いて遠隔でできる職務とそれ以外の業務を明確化し、一部の職務の常駐規制を緩和)

現時点では、
県民の安心安全を守るため、アナログな対応が必要なもの

想定される事例：

- 医療、介護、保育等の人員配置規制等

規制撤廃

令和8年度末までに例規が現状及び将来のデジタル技術活用を妨げない状態にする

(条例・規則改正、要領改正、通知文の発出、運用ルールの変更等)

現在の規制を維持

デジタル技術活用

新たな技術の導入が必要

新技術導入を検討し、
導入可能なものは令和8年度末までの導入を目指す。

(ドローン、高精度監視カメラ、センサー等想定)

導入済技術で対応可能

令和8年度末までに
アナログ対応から
デジタル対応に移行する。

(オンライン会議システム等活用)

アナログ対応を継続

今後のデジタル技術の進展を注視し、デジタル技術の活用が県民の安心安全に貢献する場合は、積極的に活用を検討する。



「対面講習規制」の見直し方針

デジタル対応状況

現時点で、
講習受講や手続のデジタル完結が可能なもの

想定される事例:

- 対面での受講者の厳格な不正防止までは要さないもの

現時点で、
講習受講や手続のデジタル完結が困難なもの

想定される事例:

- 対面で厳格に受講者の不正防止を行う必要がある
- 全ての研修実施主体において一律にデジタル完結を実現することが困難

令和8年度末までに例規が現状及び将来のデジタル技術活用を妨げない状態にする

(条例・規則改正、要綱・要領改正、通知文の発出、運用ルールの変更等)

規制撤廃

新たな技術の導入が必要

新技術導入を検討し、
導入可能なものは令和8年度末までの導入を目指す。
(本人認証システム、修了証明書の電子発行等)

導入済技術で対応可能

令和8年度末までに
講習に係る全てのプロセスを基本的にデジタルで行う。
(電子申請システム、オンライン会議システム等)

講習実施主体が「県」

令和8年度末までに
「講習受講申込」は原則としてデジタル対応に移行する。
(電子申請システム活用)

講習実施主体が「県以外」

令和8年度末までに
「講習受講申込」は原則としてデジタル対応に移行するよう講習実施主体に働きかける。

デジタル技術活用



「書面揭示規制」の見直し方針

デジタル対応状況

公的証明書等の揭示

①証明書等の申請 ⇒ ②証明書等の発行 ⇒ ③証明書等の揭示・公示

現時点で、
デジタルによる揭示を基本
とすることが可能なもの

現時点で、
デジタルによる揭示を基本
とすることが困難なもの
例：
証明書等のデジタル発行が困難等

公的証明書等以外の情報の揭示

①揭示対象情報の保存 ⇒ ②対象情報の揭示

現時点で、
不特定多数の者が閲覧す
ることを想定し揭示してい
るもの

現時点で、
デジタルによる揭示を基本
とすることが不適當なもの
例：
極めて限定された空間における特
定の者への周知を目的とする揭示

規制撤廃

令和8年度末までに例規が現状及び将来のデジタル技術活用を妨げない状態にする

(条例・規則改正、要綱・要領改正、通知文の発出、運用ルールの変更等)

デジタル技術活用

令和8年度末までに、
揭示に係る全てのプロセス
を基本的にデジタルで行う。
(※)

令和8年度末までに、
「証明書等の申請」につい
てはデジタルで行う。
(電子申請システム等利用)

令和8年度末までに、
インターネット等の
電磁的方法により公示する。
(※)

令和8年度末までに、
「揭示対象情報の保存」に
ついてはデジタルで行う。
(対象情報のデータでの保存等)

※ 個人情報等を含む情報の揭示については、個人情報等保護とのバランスに配慮しつつ、見直しを行う。



「往訪閲覧・縦覧規制」の見直し方針

デジタル対応状況

申請等による公的情報の閲覧・縦覧

①閲覧等対象情報の保存⇒②閲覧等の申請⇒③閲覧等の実施

現時点で、
閲覧・縦覧のデジタル完結
が可能なもの

現時点で、
他の機関から紙媒体で提出
されることが想定される
書類を閲覧・縦覧に供する
など、閲覧・縦覧のデジ
タル完結が困難であるもの

申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧

①閲覧等対象情報の保存 ⇒②閲覧等の実施

現時点で、
閲覧・縦覧のデジタル完結
が可能なもの

現時点で、
他の機関から紙媒体で提出
されることが想定される
書類を閲覧・縦覧に供する
など、閲覧・縦覧のデジ
タル完結が困難であるもの

撤廃済み（「静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の適用）

申請等によるもの：同条例第4条「電子情報処理組織による処分通知等」の規定により、個別条例等の規定によらずデジタルで行うことが可能
申請等によらないもの：同条例第5条「電磁的記録による縦覧等」の規定により、個別条例等の規定によらずデジタルで行うことが可能

規制撤廃

デジタル技術活用

令和8年度末までに、
閲覧・縦覧の全てのプロセ
スを基本的にデジタルによ
り行う。（※1）

令和8年度末までに、
「閲覧等の申請」について
はデジタルにより行う。

令和8年度末までに、
インターネット等の
電磁的方法により公示する。
（※1）

令和8年度末までに、
閲覧対象情報のデータ保存
の検討を進める。
（※2）

※1 個人情報等を含む情報の閲覧等については、個人情報等保護とのバランスに配慮しつつ、見直しを行う。

※2 データ保存が可能となったら、インターネット等の電磁的方法により公示することを検討する。



「記録媒体規制」の見直し方針

全庁調査 の結果

申請や文書の作成の方法等として「磁気ディスク等」といった表現を用いている。
旧式の記録媒体の使用を義務づけているものはないが、オンライン手続きやクラウド利用が可能か不明確。

国の 見直し

「磁気ディスク等」といった表現を用いていたが、
特定の記録媒体の種類などを指定しない「電磁的記録媒体」という表現に変更した。

磁気ディスク等



オンライン手続きやクラウド利用可能か不明確



電磁的記録媒体



オンライン手続きやクラウド利用が可能

本県の 対応

国の見直しに準じ、
令和6年度中に特定の記録媒体の種類などを指定しない表現に改正し、規制を一掃する。
(一括改正による対応を予定)



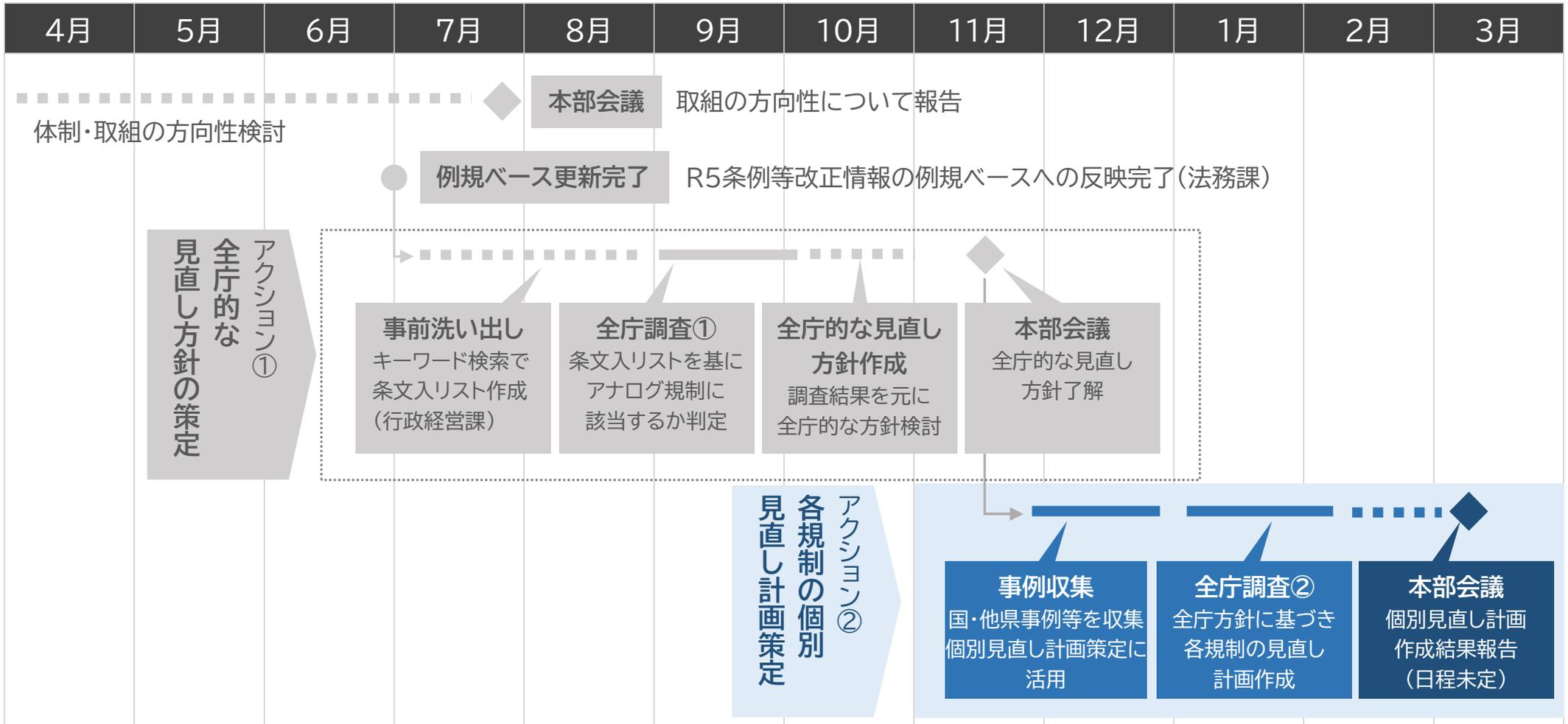
目次

contents

1. 取組の方向性等の確認(第一回本部会議)
2. 全庁洗い出し調査の結果
3. 全庁的な見直し方針
4. 今後の対応



国・他県事例等を収集の上、アクション②「各規制の個別見直し計画策定」を進める





各規制の個別見直し計画の内容

対象条項ごと、「規制の撤廃」及び「デジタル技術の活用」の見直し計画を作成する。

見直し計画の内容案

区分	項目	備考
規制の撤廃	規制の見直し要否	県民の安心安全を守るためにアナログな対応が必要なものは見直し不要
	規制の見直し方法	条例等の改正、通知発出による明確化、要綱等の改正による明確化 等
	規制の見直し予定時期	令和7年度or令和8年度
デジタル技術の活用	デジタル移行の内容	事務の全てをデジタルに移行、事務の一部をデジタルに移行 等
	必要なデジタル技術	新たなデジタル技術が必要(AI、ドローン、高精度カメラ等) 既存のデジタル技術で対応(電子申請、オンライン会議システム等)
	デジタル移行予定時期	令和7年度or令和8年度
	デジ田交付金の活用有無	他県でのデジ田交付金活用事例を紹介予定



下田土木事務所にて、大雨による道路被害の災害査定にドローン、3次元点群データ、Zoomを活用。職員の省力化、説明資料の高度化を実現した。(査定実施日:R6.11.5)

DXを駆使した災害査定で、職員の省力化を実現

被災した道路を復旧する事業

- ・ドローンによる測量から詳細設計を実施
- ・3次元点群データの差分解析により崩壊土砂量を算出
- ・Zoomを活用した遠隔臨場

担当した3年目の大畑技師からのコメント

災害業務は迅速な対応かつ的確な技術的判断が求められる。そのような場面に直面しながらも上司や設計業者に助けられ業務を遂行することができた。とてもいい経験をさせていただき、学ばせてもらった方々に感謝をし、今後の業務に生かしていきたいと思う。



下田土木事務所企画検査課

※ 国交省において、デジタル技術を活用した災害査定を推進しており、規制に縛られずデジタル技術の活用が可能。



参考:ドローンを活用した港湾施設点検の実証実験

目視規制



SHIZUOKA PREFECTURE

清水港管理局にて、ソフトバンク(株)と共同でドローンを活用した港湾施設点検の実証実験を実施。(R6.10.24)

現状

外港防波堤は陸上からのアクセスが不可能。職員が船に乗って直接目視で確認。

実証実験

高性能カメラを搭載したドローンで、防波堤の劣化の度合いを多角的に判定。



使用機体
DJI製 MATRICE 30T



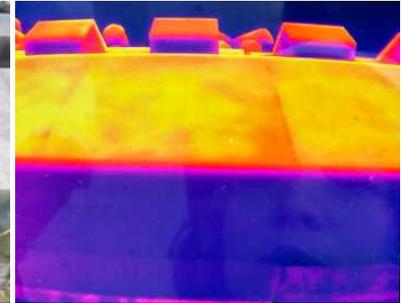
撮影イメージ



撮影写真①
(エリアスキャン画像)



撮影写真②
(サーマルカメラ)



画像提供:ソフトバンク(株)

ヒアリング調査と業務可視化について

選定した業務(事務)に対し、11月から順次ヒアリング調査および業務可視化を実施

ヒアリング調査 対象10業務

No	担当課	申請書等の名称
1	薬事課	管理者兼務許可申請書
2		配置従事届
3	医療政策課	開設許可事項変更許可申請書
4		診療所病床設置許可事項変更許可申請書
5		医療法人登記済届
6		医療法人役員変更届
7		立入検査指摘事項に対する改善措置状況報告書
8	衛生課	調理師試験受験願書
9		調理業務従事証明書
10		菓子製造業従事証明書

業務可視化 対象15事務

No	担当課	申請書等の名称
1	水産資源課	特別採捕許可申請書
2	港湾企画課	プレジャーボート係留施設使用許可申請書
3		占用期間更新許可申請書
4	景観まちづくり課	屋外広告物許可申請書
5		屋外広告物許可期間更新申請書
6		屋外広告業登録申請書
7	用度課	使用印鑑届
8		委任状
9		誓約書
10		競争入札参加資格登録内容変更届
11	港湾企画課	入港料減免申請書
12	法務課	登記事項変更届出
13	私学振興課	在学等証明書
14		生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書
15	建築安全推進課	建築計画概要書等閲覧申請書 (※)

(※)ヒアリング実施業務と重複しないよう県と協議の上、オンライン確度が高い事務のうち「支援を希望する」と回答があった事務となるよう調整